統計法に基づく一般統計調査

秘

政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和元年労働安全衛生調査（労働環境調査）
事 業 所 調 査 票

厚生労働省

この調査票は、秘密の保護に万全を期し、統計以外の目的に使用することはありませんので、事実をありのまま記入してください。

法人番号													
													1

※ 国税庁から指定された13桁の法人番号を記入してください（労働保険番号ではありません）。

事業所の名称・所在地	

※ おそれいりますが、上記の法人番号、事業所の名称・所在地に変更や誤りがありましたら朱書きにて訂正・加筆をお願いします。

都道府県番号	一連番号	産業分類番号	個人調査票有＝1	企業規模
2	3	4	5	

〔記入上の注意〕

1 この調査は、常用労働者10人以上の民営事業所が対象です。常用労働者については、本頁下段をご参照ください。
2 この調査票は、労働安全衛生関係業務に通じている方が記入するようお願いします。
3 調査票の記入に当たっては、調査票裏面の解説等を参照してください。
4 特にことわりのない限り、調査票が送付された事業所の**令和元年9月30日現在**の状況について記入してください。
5 設問は該当する番号1つに○印をつけてください。複数回答可であるものは、回答欄が［　］のように網掛けになっております。
また、空欄には右詰で数値を記入してください。
6 矢印（→）のあるところは、矢印に沿って質問が終わるまで回答してください。
7 事業所の名称・所在地欄の**「個人調査票有＝1」の欄に「1」**と印字された事業所については、同封の個人票の提出もお願いします。
8 調査票の記入及び提出はインターネットでも可能です。
調査票の提出は、**11月20日**までにお願いします。
9 記入に際しご質問等がありましたら、下記の連絡先にお問い合わせください。

問い合わせ先：
厚生労働省労働安全衛生調査（労働環境調査）調査事務局
（株式会社ファーストユニオン）
電話：０１２０－９９１－６２６

記入担当者	
	氏名
	電話　　内線

※ 調査票の記入内容について、照会させていただく場合がございますので、記入担当者の氏名等の記入をお願いします。

事業所の主な生産品又は事業の内容

Ⅰ 企業及び事業所に関する事項について

1 貴企業において**9月30日時点**の常用労働者(注1)は何人ですか。

※「企業」とは調査票が送付された貴事業所のほか、本社、支社、工場、営業所などすべての事業所をあわせたものです。

5,000人以上	1
1,000 ～ 4,999人	2
300 ～ 999人	3
100 ～ 299人	4
50 ～ 99人	5
30 ～ 49人	6
10 ～ 29人	7

6

以下の設問は、調査票が送付された所在地の貴事業所についてのみ記入してください。

2 貴事業所において従事する者のうち、**9月30日時点**の常用労働者は何人ですか。

※派遣元事業所は(注1)のなお書き以下を参照してください。

常用労働者（注１）	人 7

3 貴事業所において**9月30日時点**の派遣労働者（人材派遣会社から受け入れている者）は何人ですか。

※派遣労働者を受け入れていない場合は「0」を記入してください。

派遣労働者（注２）	人 8

※（注２）は裏面を参照してください。

4 貴事業所において従事する者のうち、**9月30日時点**の就業形態別の労働者は何人ですか。

正社員(注３)	人 9
契約社員(注４)	人 10
パートタイム労働者(注５)	人 11
臨時・日雇労働者(注６)	人 12

※（注３）～（注６）は裏面を参照してください。

（注１）**常用労働者**
①期間を定めずに雇われている者②1か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者をいいます。他社から受け入れた出向者、転籍者も含みます。なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づいて労働者派遣事業を行う事業所から貴事業所に派遣されている者は含みません、労働者派遣事業を行う事業所においては、労働者派遣事業として他社に派遣している労働者を含めてください。

SAMPLE

１頁解説

（注２）**派遣労働者**
　９月 30 日時点で貴事業所が労働者派遣法に基づく労働者派遣事業を行う事業所から派遣労働者として受け入れている者をいいます。

（注３）**正社員**
　フルタイム勤務で期間を定めずに雇われている者（定年まで雇用される者も含めます。）をいいます。

（注４）**契約社員**
　フルタイム勤務で１か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。

（注５）**パートタイム労働者**
　一般労働者（フルタイム勤務で基幹業務を行う労働者）より１日の所定労働時間が短い、又は１週の所定労働日数が少ない者で、期間を定めずに又は１か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。

（注６）**臨時・日雇労働者**
　１か月未満の期間を定めて雇われている者をいいます。

２頁解説

問１　事業所内でのＧＨＳラベル表示、安全データシート（ＳＤＳ）の利用について
（注７）**労働安全衛生法第 57 条に該当する化学物質**
　同条で譲渡・提供者に容器に危険有害性を表示することが義務づけられている化学物質をいいます。

（注８）**労働安全衛生法第 57 条の２に該当する化学物質**
　同条で譲渡・提供者に安全データシート（ＳＤＳ）の交付が義務づけられている化学物質をいいます。
　自社のホームページにＳＤＳを掲載し、譲渡・提供先に当該ホームページのアドレスを通知した場合もＳＤＳを交付したことになります。

（注９）**労働安全衛生法第 57 条には該当しないが、危険有害性がある（ＧＨＳ分類において危険有害性のクラス又は区分がつく）化学物質**
　労働安全衛生規則第 24 条の 14 で譲渡・提供者に危険有害性の表示が努力義務とされている化学物質をいいます。

（注 10）**労働安全衛生法第 57 条の２には該当しないが、危険有害性がある（ＧＨＳ分類において危険有害性のクラス又は区分がつく）化学物質**
　労働安全衛生規則第 24 条の 15 で譲渡・提供者に安全データシート（ＳＤＳ）の交付が努力義務とされている化学物質をいいます。

（注 11）**ＧＨＳラベル**
　ＧＨＳ分類（隔年ごとに改訂）に該当する化学品に表示することとされているラベルをいいます。
　ＧＨＳ分類とは、国連が平成 15 年７月に勧告した「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」における分類をいい、危険有害性がある全ての化学物質が一定の基準に従ってクラス又は区分ごとに分けることができます。
　ただし、成形品は除かれており、また、医薬品、食品添加物、化粧品、食品中の残留農薬等については、原則ＧＨＳでは表示の対象とされていません。
　（ＧＨＳ： The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals の略）

（注 12）**安全データシート（ＳＤＳ）**
　化学物質の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を記載した文書をいいます。
　なお、ＳＤＳ（Safety Data Sheet）は、平成 23 年度までは一般に「ＭＳＤＳ（化学物質等安全データシート）」と呼ばれていましたが、国際整合の観点から、ＧＨＳで定義されている「ＳＤＳ」に統一され、JIS Z 7253 においても「ＳＤＳ」とされています。

SAMPLE

Ⅱ　有害業務従事労働者の健康管理に関する事項について

問1　事業所内でのGHSラベル表示、安全データシート(SDS)の利用について

(1)　貴事業所では、次の化学物質を取り扱っていますか。化学物質の種類別に、**それぞれ該当する番号**に○をつけてください。

A　労働安全衛生法第57条又は同法第57条の2に該当する化学物質(注7)(注8)
B　Aには該当しないが、危険有害性がある(GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく)化学物質(注9)(注10)

		A	B
該当する化学物質を取り扱っている	化学物質を製造している	1	1
	化学物質を商品として譲渡・提供している	2	2
	化学物質を使用している	3	3
該当する化学物質を取り扱っていない		4	4
該当する化学物質を取り扱っているかどうかわからない		5	5
		13	14

(2)　貴事業所で下記A、Bそれぞれの化学物質を使用する際に、容器・包装にGHSラベル(注11)の表示が行われていますか。
化学物質の種類別に、**それぞれ該当する番号1つ**に○をつけてください。

A　労働安全衛生法第57条に該当する化学物質
B　Aには該当しないが、危険有害性がある(GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく)化学物質

	A	B
すべて表示が行われている	1	1
一部表示が行われている	2	2
譲渡・提供元に対し、求めた場合には表示が行われている	3	3
譲渡・提供元に対し、求めても表示が行われない場合がある	4	4
全く表示が行われていない	5	5
該当する化学物質を取り扱っていない	6	6
	15	16

貴事業所では、化学物質の容器・包装に表示されたGHSラベルの情報を、どのように活用していますか。
該当する番号1つに○をつけてください。

その物質を取り扱う労働者に、危険有害性を周知するために使用している	1
化学物質に関するリスクアセスメントの際に使用している	2
特に活用していない	3
もともと貼られていたラベルが剥がれた等の理由で、現在確認できない	4
	17

(3)　貴事業所で下記A、Bそれぞれの化学物質を使用する際に、安全データシート(SDS)(注12)が交付されていますか。
化学物質の種類別に、**それぞれ該当する番号1つ**に○をつけてください。

A　労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質
B　Aには該当しないが、危険有害性がある(GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく)化学物質

	A	B
すべて交付されている	1	1
一部交付されている	2	2
譲渡・提供元に対し、求めた場合には交付されている	3	3
譲渡・提供元に対し、求めても交付されていない場合がある	4	4
全く交付されていない	5	5
該当する化学物質を取り扱っていない	6	6
	18	19

貴事業所では、交付された安全データシート(SDS)の情報を、どのように活用していますか。
該当する番号1つに○をつけてください。

化学物質を取り扱う作業者が常時内容を確認できるよう作業場所に備え付けている	1
化学物質に関するリスクアセスメントの際に使用している	2
新たに安全データシート(SDS)を入手した際、産業医、衛生管理者、衛生委員会等に報告している	3
特に活用はしていないが、保管している	4
所在が確認できない状況である	5
	20

SAMPLE

3頁解説

問２　化学物質に関するリスクアセスメントの実施状況

（注 13）**化学物質を取り扱う際のリスクアセスメント**

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。

・**マトリックス法**…「負傷又は疾病の重篤度」と「負傷又は疾病の発生の可能性」をそれぞれ横軸と縦軸とした表(マトリクス)に、あらかじめ重篤度と可能性の度合いに応じたリスクの程度を割り付けておき、見積もり対象となる負傷又は疾病の重篤度に該当する列を選び、次に発生の可能性に該当する行を選ぶことにより、リスクを見積もる方法をいいます。

・**数値化法**……「負傷又は疾病の重篤度」、「負傷又は疾病の発生の可能性」、「発生する頻度」を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを数値演算(足し算)してリスクを見積もる方法をいいます。

・**枝分かれ図を用いた方法**…発生可能性と重篤度を段階的に分岐していくことによりリスクを見積もる方法をいいます。

・**コントロール・バンディング**…化学物質を取り扱う作業ごとに、「化学物質の有害性」、「物理的形態（揮発性／飛散性）」、「取扱量」の３つの要素の情報から、リスクの程度を４段階にランク分けし、ランクに応じた一般的な管理対策を示すほか、一般に行われる作業については、より具体的な実施事項を示す（管理手段シート）ことができるツールをいいます。

・**クリエイト・シンプル**…主にサービス業や試験・研究機関など、比較的少量の化学物質取扱事業者に向けた簡易なリスクアセスメントツールで、取扱い条件（取扱量、含有率、換気条件、作業時間・頻度、保護具の有無等）から推定したばく露濃度とばく露限界値（またはＧＨＳ区分情報）を比較する方法をいいます。

・**作業環境測定による方法**…作業場の定点にポンプ及び捕集剤を設置して測定を行う方法をいいます。定常的な作業を行う作業場の測定に適していますが、得られる結果は「場」の気中濃度であり、ばく露濃度ではありません。得られた結果は管理濃度と比較してリスクを見積もります。

・**個人サンプラーを用いた個人ばく露測定**…実際に個人がばく露する量（ばく露濃度）を呼吸域で把握する方法で、許容濃度等と直接比較してリスクを見積もることが可能であり、かつ許容濃度や TLV が多く設定されています（一定の危険有害性のある化学物質（673 物質）の多くが設定されています）。

・**検知管による方法**…化学物質などの気中濃度を測定し、ばく露限界値と比較する方法をいいます。検知管は測定可能な化学物質が多く、簡単な操作でリアルタイムの気中濃度を測定することが可能であり、専門的な設備・知識がなくても結果を得ることができます。

SAMPLE

問2は、前頁で「該当する化学物質を取り扱っている（製造、譲渡・提供、使用）」と回答した（問1（1）のA又はBに1～3のいずれかが含まれる）事業所がお答えください

問2　化学物質に関するリスクアセスメントの実施状況

（1）　貴事業所では、化学物質についてリスクアセスメント（注13）を実施していますか。
実施している場合、どのような方法ですか。**該当する番号1つ**に○をつけてください。

リスクアセスメントを実施している	マトリックス法		01
	数値化法		02
	枝分かれ図を用いた方法		03
	コントロール・バンディング		04
	クリエイト・シンプル		05
	実測値による方法	作業環境測定による方法	06
		個人サンプラーを用いた個人ばく露測定	07
		検知管による方法	08
	その他の方法		09
リスクアセスメントを実施していない			10

21

→ リスクアセスメントを実施していない理由は何ですか。**該当する番号すべて**に○をつけてください。

法的義務であることを知らなかった	1
リスクアセスメントの実施方法がわからなかった	2
リスクアセスメントを実施するに当たって、必要な情報が入手できなかった	3
リスクアセスメントの知識がある人材がいなかった	4
リスクアセスメントを実施する必要性を感じなかった	5
従来から原材料、作業方法をまったく変更していないため、実施するタイミングがなかった	6
取り扱っている化学物質がすべて労働安全衛生法第57条及び同法第57条の2に該当しない化学物質であるため、リスクアセスメントの実施義務がない	7
その他	8

22

（2）　リスクアセスメントを実施している場合、結果に基づいてどのような措置を実施していますか。
該当する番号1つに○をつけてください。

措置を実施している	危険性又は有害性のより低い物質への代替	1
	密閉化	2
	局所排気装置の設置	3
	作業手順の改善	4
	立入禁止措置	5
	保護具の使用	6
	その他	7
措置を実施していない		8

23

→ 措置を実施していない理由は何ですか。**該当する番号すべて**に○をつけてください。

危険性又は有害性のより低い代替物質がない	1
設備の変更等にコストがかかる	2
製造工程上、作業方法を変更することができない	3
措置が必要なリスクのある作業がなかった	4
法令の規制対象作業がなく、法的義務ではないため	5
その他	6

24

（3）　貴事業所では、ラベル表示のある化学物質を、事業所内で別の容器に移して取り扱う又は保管する場合に、化学物質の危険性又は有害性をどのような方法で表示していますか。**該当する番号1つ**に○をつけてください。

移した容器にもラベル表示を行っている	1
ラベルではないが、移した容器に注意書きをしている	2
特に表示はしていない	3
ラベル表示のある化学物質を別の容器に移すことはない	4
ラベル表示のある化学物質を取り扱っていない	5
その他	6

25

SAMPLE

4頁解説

問３　現場作業労働者について

（注 14）**現場作業労働者**

物の生産が行われる現場、採石等の現場、建設現場、貨物の運送の現場、自動車の整備修理の現場、機械・家具等の修理の現場、クリーニング工場、病院等の現場において作業業務に従事する労働者をいいます。

（注 15）**自社労働者**

自社に雇用されている常用労働者をいいます。

（注 16）**構内下請労働者**

９月 30 日時点において、

①　建設業は同一工事現場内での関係業務に従事している常用労働者

②　建設業以外では常時構内での関係業務に従事している常用労働者

をいいます。

問４　有害業務の状況

（注 17）**鉛業務**

鉛、鉛化合物を取り扱う業務及びその業務を行う作業所の清掃の業務等をいいます（労働安全衛生法施行令別表第４に掲げる業務）。

（注 18）**粉じん作業**

岩石の裁断、研磨加工、粉状物質の袋詰め及び混合等じん肺にかかるおそれがあると認められる作業をいいます（じん肺法施行規則別表に掲げる作業）。

※（注 19）は、最終頁裏面をご参照ください。

（注 20）**特定化学物質**

ジクロルベンジジン、重クロム酸、ベンゼン、アンモニア等をいいます（労働安全衛生法施行令別表第３に掲げる物質）。

（注 21）**放射線業務**（９頁裏面もご参照ください。）

エックス線等電離放射線の発生を伴う装置を使用又は検査の業務や放射性物質を装備している機器を取り扱う業務や坑内における核原料物質の掘採の業務等をいいます（労働安全衛生法施行令別表第２に掲げる業務）。

（注 22）**除染等業務**（９頁裏面もご参照ください。）

除染特別地域等内における①土壌等の除染等の業務、②廃棄物収集等業務、③特定汚染土壌等取扱業務をいいます。

（注 23）**特定線量下業務**（９頁裏面もご参照ください。）

除染特別地域等内における平均空間線量率が事故由来廃棄物により 2.5μSv/h（マイクロシーベルト毎時）を超える場所において行う放射線業務、除染等業務以外の業務をいいます。

建設工事に伴う測量や現地調査、運送などの業務が該当します。

（注 24）**振動工具**

ピストンによる打撃機構を有する工具、内燃機関を内蔵する工具で可搬式のもの、グラインダー、携帯用の皮はぎ機、タイタンパー等をいいます。

（注 25）**紫外線、赤外線にさらされる業務**

電気、ガスによる溶接、切断を行う業務、アーク灯の操作を行う業務、赤外線乾燥装置のそばで強い赤外線にさらされる業務等をいいます。

（注 26）**重量物を取り扱う業務**

おおむね 30 kg以上のものを取り扱う（人力により担う）業務の他、その取扱いが腰部や四肢等に著しく負担となるようなものを取り扱う業務をいいます。

（注 27）**酸素欠乏のおそれがある業務**

井戸やマンホール内部など、労働安全衛生法施行令別表第６に掲げる酸素欠乏危険場所における作業を行う業務をいいます。

SAMPLE

問3　現場作業労働者について

貴事業所における**現場作業労働者数を記入**してください。

区　　分	現場作業労働者(注14)
自 社 労 働 者(注15)	人 26
構内下請労働者(注16)	人 27

※現場で作業する者であっても、事務員及び主として監督的業務に従事する職長、組長等は含みません。

問4　有害業務の状況

(1)　貴事業所では、(2)に掲げる有害業務(法令で定める有害な業務あるいは作業方法や、作業環境の管理が適切に行われていないと労働者の健康に影響を与えるおそれのある業務)がありますか。

あ る	な い
1	2

28

→ **6頁 問5「アスベストの状況」へお進みください**

(2)　貴事業所が行っている有害業務について、**「ある」「ない」のどちらか**に○をつけてください。
有害業務がある事業所は、**従事労働者数を記入**してください。
2つ以上の業務(作業)に従事している労働者については、それぞれ従事している業務の欄に計上してください。
貴事業所が道路貨物運送業である場合は、過去1年間(平成30年10月1日から令和元年9月30日)に有害業務に従事した労働者数(実人数)を記入してください。

有害業務の種類	ある	ない	自社労働者数	構内下請労働者数
1. 鉛　　業　　務(注17)	1	2 29	人	人 30～31
2. 粉 じ ん 作 業 (注18)	1	2 32	人	人 33～34
3. 有 機 溶 剤 業 務(注19)	1	2 35	人	人 36～37
4. 特定化学物質(注20)を製造又は取り扱う業務	1	2 38	人	人 39～40
5. 放 射 線 業 務(注21)	1	2 41	人	人 42～43
6. 除染等業務(注22)、特定線量下業務(注23)	1	2 44	人	人 45～46
7. 強烈な騒音を発する場所における業務	1	2 47	人	人 48～49
8. 振動工具(注24)による身体に著しい振動を与える業務	1	2 50	人	人 51～52
9. 紫外線、赤外線にさらされる業務(注25)	1	2 53	人	人 54～55
10. 重量物を取り扱う業務(注26)	1	2 56	人	人 57～58
11. 酸素欠乏のおそれがある業務 (注27)	1	2 59	人	人 60～61

※(注19)は最終頁裏面を参照してください。

SAMPLE

5頁解説

問４　有害業務の状況

（注 28）**作業主任者**

法令に基づき労働災害・職業性疾病を防止するための管理を必要とする一定の有害業務等について、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長若しくは都道府県労働局長の指定する者が行う技能講習を修了した者のうちから事業者の選任を受けて作業の指揮等を行う者をいいます。

（注 29）**作業環境測定を行うべき作業場**

鉛業務、粉じん作業、有機溶剤業務、特定化学物質を製造又は取り扱う業務、酸素欠乏のおそれがある業務において、作業環境測定を行うべき作業場とは、次の作業場をいいます。

坑内	鉱物等を掘削する場所において、鉱物等を動力により掘削する箇所での作業
	鉱物等を動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く）により破砕し、粉砕し、又はふるいわける箇所における作業
	鉱物等をずり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積卸す箇所での作業
	鉱物等をコンベアー（ポータブルを除く）へ積み込み、又はコンベアーから積み卸す箇所での作業
屋内	岩石又は鉱物を動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く）により裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業
	岩石、鉱物若しくは金属を研磨剤の吹き付けにより研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する箇所における作業
	研ま材を用いて動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く）により破砕し、粉砕し、又はふるい分ける箇所等における作業
	鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く）により破砕し、粉砕し、又はふるい分ける箇所における作業
	セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所における作業
	粉状の鉱石又は炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所における作業
	ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する箇所における作業
	耐火煉瓦又はタイルを製造する工程において、原料（湿潤なものを除く）を動力により成形する箇所における作業
	陶磁器、耐火物、珪藻土製品又は研磨剤を製造する工程において、原料を混合し、半製品若しくは製品を動力（手持式動力工具を除く）により仕上げする箇所における作業
	炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、半製品若しくは製品を動力（手持式動力工具によるものを除く）により仕上げする箇所における作業
	砂型を用いて鋳物を製造する工程において、型ばらし装置を用いて砂型を壊し、若しくは砂落とし又は動力（手持式動力工具によるものを除く）による砂を再生し、砂を混練し、若しくは鋳ばり等を削り取る箇所における作業
	手持式溶射機を用いないで金属を溶射する箇所における作業

SAMPLE

（注 30）**作業環境測定に基づく作業環境管理の評価**

有害業務を行う作業場を、労働者が健康を害することなく働くことができる環境とするためには、有害物質が作業場の空間にどの程度あるかを測定し、その有害物質の濃度の高低、ばらつきを把握した上で、作業環境状態を客観的に評価することが必要となります。

（注 31）**プッシュプル型換気装置**

発散源を挟んで、向き合うように２つのフードを設け、吹出し（プッシュ）フードから吹き出した空気で、発散している有害物質を包み込んで、吸い込み（フード）まで運び、吸引する方式です。

問4は、鉛、粉じん、有機溶剤、特定化学物質、酸素欠乏のおそれがある業務がある事業所がお答えください
上記業務がない事業所は、次頁問5「アスベストの状況」にお進みください

問4　有害業務の状況

(3)　貴事業所における作業主任者の選任状況及び作業環境測定を行うべき作業場の有無について、有害業務の種類ごとに**「あり」「なし」のどちらか**に○をつけてください。

	鉛		粉じん		有機溶剤		特定化学物質		酸素欠乏のおそれがある業務		
	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	
作業主任者(注28)の選任	1	2			1	2	1	2	1	2	62～65
作業環境測定を行うべき作業場(注29)	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	66～70

作業場がある場合は、過去1年間(平成30年10月1日から令和元年9月30日)に実施した作業環境測定の実施について、有害業務の種類ごとに**「あり」「なし」のどちらか**に○をつけてください。

	鉛		粉じん		有機溶剤		特定化学物質		酸素欠乏のおそれがある業務		
	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	
作業環境測定の実施	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	71～75

(4)　作業環境測定を実施した場合は、作業環境測定の直近の結果の評価について、有害物質ごとの管理区分(作業環境管理の評価(注30))別に**作業場数を記入**してください(酸素欠乏のおそれがある業務を除く)。
1つの作業場内で上記の異なる有害物質を製造又は取り扱う作業が重複する場合は、別々の作業場とみなして記入してください。

区分＼物質名	鉛	粉じん	有機溶剤	特定化学物質
作業環境管理が適切である(管理区分Ⅰ)	76	77	78	79
作業環境管理に改善の余地がある(管理区分Ⅱ)	80	81	82	83
作業環境管理が適切でない(管理区分Ⅲ)	84	85	86	87

SAMPLE

管理区分Ⅰ又はⅡとするために対策を講じていますか。
講じている場合は、**該当する番号すべて**に○をつけてください。

対策を講じている	局所排気装置、プッシュプル型換気装置(注31)	設置	1
		性能向上	2
	設備の密閉化		3
	作業方法の改善		4
	作業時間によるばく露の管理		5
	呼吸用保護具の使用		6
対策を講じていない			7

88

対策を講じていない理由は何ですか。
該当する番号すべてに○をつけてください。

必要性を感じなかった	1
改善する必要があるかどうかわからなかった	2
改善方法がわからなかった	3
資金がなかった	4
その他	5

89

6頁解説

問５　アスベストの状況

（注 32）**アスベストを含有している可能性のある製品**

主に以下のものがあります。

・建材（押出成形セメント板等）

・摩擦材（ブレーキパッド等）

・接着剤、耐熱・電気絶縁体（配電盤など）、シール材（ガスケット、パッキン）

なお、労働安全衛生法では、アスベスト（石綿）含有率が 0.1%を超えるものを規制対象として輸入等を禁じています。

この 0.1%超という閾値は、輸入する物全体を分母とするものではなく、構成する部品のうち一つでも石綿含有率が 0.1%以上だった場合に違法となります。また、製品への混入が非意図的なものであったとしても違法となります（違法があった場合には、法人の代表者及び行為者の両方に罰則が適用されることがあります）。

問６　粉じん作業の状況

（注 33）**岩石又は鉱物の裁断等作業**

岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業をいいます。陶磁器、耐火物、珪藻土製品又は研磨剤を製造する工程、火炎を用いて裁断し、又は仕上げる場所における作業を除きます。

（注 34）**ずい道等建設工事作業**

ずい道等の内部の建設作業のうち、鉱物等を積み込み又は積み卸す場所における作業、コンクリート等を吹き付ける場所における作業をいいます。

（注 35）**鋳物工場の型込め作業**

砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を壊し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業をいいます。

（注 36）**船倉内の荷役作業終了後の清掃作業**

鉱物等（湿潤なものを除く）を運搬する船舶の倉庫内で鉱物等を積み卸した後に、船倉に残った岩石片、鉱物片及び金属片等をかき集める作業をいいます。

（注 37）**屋外での鉱物等破砕作業**

屋外で行う鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により破砕し、粉砕し、又はふるい分ける場所における作業をいいます。

SAMPLE

問5はすべての事業所がお答えください

問5　アスベストの状況

貴事業所では、アスベストを含有している可能性のある製品（注32）を輸入していますか。
輸入している場合、製品のアスベストの含有の有無をどのように確認していますか。**該当する番号1つ**に○をつけてください。

輸入している	確認している	輸入元から製品の原材料の分析結果を入手して確認している	1
		輸入元から製品の分析結果を入手して確認している	2
		輸入元にアスベストの含有の有無を直接確認している	3
		自社において製品の分析を行っている	4
		その他の方法で確認している	5
	確認していない		6
輸入していない			7

90

アスベストの含有の有無を確認していない理由は何ですか。**該当する番号1つ**に○をつけてください。

アスベスト含有製品の輸入・使用が法令で禁止されていることを知らなかったため	1
アスベスト含有製品のリスクを知らなかったため	2
確認する手間が煩雑なため	3
輸入元の協力が得られないため	4
費用がかかるため	5
その他	6

91

問6は粉じん作業がある事業所がお答えください

問6　粉じん作業の状況

（1）　貴事業所が行っている粉じん作業について、**該当する番号すべて**に○をつけてください。
貴事業所が道路貨物運送業である場合は、過去1年間（平成30年10月1日から令和元年9月30日）の状況を記入してください。

1. アーク溶接作業と岩石又は鉱物の裁断等作業（注33）	01	3. ずい道等建設工事作業（注34）	06
うち屋外におけるアーク溶接作業	02	4. 鋳物工場の型込め作業（注35）	07
うち屋外における岩石又は鉱物の裁断等作業	03	5. 船倉内の荷役作業終了後の清掃作業（注36）	08
2. 岩石又は鉱物を研磨・ばり取りする作業	04	6. 金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鋳込みする場所における作業	09
うち屋外における岩石又は鉱物を研磨・ばり取りする作業	05	7. 屋外での鉱物等破砕作業（注37）	10

92

（2）「1. アーク溶接作業と岩石又は鉱物の裁断等作業」「2. 岩石又は鉱物を研磨・ばり取りする作業」「4. 鋳物工場の型込め作業」がある場合は、**屋内における**設備対策の状況について、**該当する番号すべて**に○をつけてください。

粉じん作業の種類	設備対策がある					設備対策がない	
	設備の密閉化	局所排気装置	プッシュプル型換気装置	全体換気装置	その他		
1. アーク溶接作業と岩石又は鉱物の裁断等作業	1	2	3	4	5	6	93
2. 岩石又は鉱物を研磨・ばり取りする作業	1	2	3	4	5	6	94
4. 鋳物工場の型込め作業	1	2	3	4	5	6	95

SAMPLE

SAMPLE

問6は粉じん作業がある事業所がお答えください

問6　粉じん作業の状況

（3）粉じん作業の種類ごとの呼吸用保護具の使用について、**該当する番号すべて**に○をつけてください。
また、健康管理の状況について、じん肺管理区分が2又は3の離職者（平成30年10月1日から令和元年9月30日まで）を対象とし、**該当する番号すべて**に○をつけてください。

粉じん作業の種類	呼吸用保護具			離職者（管理区分2又は3）への健康管理（離職時又は離職後）				
	使用している		使用していない	対象となる離職者がいる				対象者がいない
	電動ファン付き（PAPR）	その他		健康管理手帳の周知	禁煙の働きかけ	その他の働きかけ	働きかけをしていない	
1. アーク溶接作業と岩石又は鉱物の裁断等作業	1	2	3 96	1	2	3	4	5 97
うち屋外におけるアーク溶接作業	1	2	3 98	1	2	3	4	5 99
うち屋外における岩石又は鉱物の裁断等作業	1	2	3 100	1	2	3	4	5 101
2. 岩石又は鉱物を研磨・ばり取りする作業	1	2	3 102	1	2	3	4	5 103
うち屋外における岩石又は鉱物を研磨・ばり取りする作業	1	2	3 104	1	2	3	4	5 105
3. ずい道等建設工事作業	1	2	3 106	1	2	3	4	5 107
4. 鋳物工場の型込め作業	1	2	3 108	1	2	3	4	5 109
5. 船倉内の荷役作業終了後の清掃作業	1	2	3 110	1	2	3	4	5 111
6. 金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鋳込みする場所における作業	1	2	3 112	1	2	3	4	5 113
7. 屋外での鉱物等破砕作業	1	2	3 114	1	2	3	4	5 115

SAMPLE

8頁解説

問６　粉じん作業の状況

（注 38）**じん肺健康診断**

じん肺（粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病）の予防及び健康管理のために実施する胸部臨床検査、肺機能検査等の健康診断をいいます。

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分	頻　　度
常時粉じん作業に従事	１	３年以内ごとに１回
	２、３	１年以内ごとに１回
過去に常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	２	３年以内ごとに１回
	３	１年以内ごとに１回

問７　特定化学物質の状況

（注 39）**特定化学物質の種類**

一　第一類物質

１　ジクロルベンジジン及びその塩
２　アルファーナフチルアミン及びその塩
３　塩素化ビフエニル（別名ＰＣＢ）
４　オルトートリジン及びその塩
５　ジアニシジン及びその塩
６　ベリリウム及びその化合物
７　ベンゾトリクロリド

二　第二類物質

（１）特定第二類物質

１　アクリルアミド
２　アクリロニトリル
４　エチレンイミン
５　エチレンオキシド
６　塩化ビニル
７　塩素
８の２　オルトートルイジン
１２　クロロメチルメチルエーテル
１５　酸化プロピレン
１７　シアン化水素
１９　3,3’－ジクロロ－4,4’－ジアミノジフエニルメタン
１９の４　ジメチル－2,2－ジクロロビニルホスフェイト（別名ＤＤＶＰ）
１９の５　1,1－ジメチルヒドラジン
２０　臭化メチル
２３　トリレンジイソシアネート
２３の２　ナフタレン
２４　ニツケルカルボニル
２６　パラージメチルアミノアゾベンゼン
２７　パラーニトロクロルベンゼン
２８　弗化水素
２９　ベータープロピオラクトン
３０　ベンゼン
３１の２　ホルムアルデヒド
３４　沃化メチル
３５　硫化水素
３６　硫酸ジメチル

（２）管理第二類物質

３　アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）
３の２　インジウム化合物
９　オルトーフタロジニトリル
１０　カドミウム及びその化合物
１１　クロム酸及びその塩
１３　五酸化バナジウム
１３の２　コバルト及びその無機化合物
１４　コールタール
１５の２　三酸化二アンチモン
１６　シアン化カリウム
１８　シアン化ナトリウム

（８頁裏へ続く）

SAMPLE

問6は粉じん作業がある事業所がお答えください

問6　粉じん作業の状況

（4）貴事業所におけるじん肺健康診断の**受診対象者数、受診者数及び有所見者数**についてお答えください。
「3年に1回の実施対象者」は平成28年10月1日から令和元年9月30日までの期間を、「1年に1回の実施対象者」は平成30年10月1日から令和元年9月30日までの期間の実人数を記入してください。

粉じん作業の種類	じん肺健康診断の実施(注38)			
	健康診断を実施した			実施しなかった
	受診対象者数	受診者数	有所見者がいた 有所見者数	
1. アーク溶接作業と岩石又は鉱物の裁断等作業	人	人	人	1
うち屋外におけるアーク溶接作業	人	人	人	1
うち屋外における岩石又は鉱物の裁断等作業	人	人	人	1
2. 岩石又は鉱物を研磨・ばり取りする作業	人	人	人	1
うち屋外における岩石又は鉱物を研磨・ばり取りする作業	人	人	人	1
3. ずい道等建設工事作業	人	人	人	1
4. 鋳物工場の型込め作業	人	人	人	1
5. 船倉内の荷役作業終了後の清掃作業	人	人	人	1
6. 金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鋳込みする場所における作業	人	人	人	1
7. 屋外での鉱物等破砕作業	人	人	人	1

SAMPLE

問7は特定化学物質を製造又は取り扱っている事業所がお答えください

問7　特定化学物質の状況

貴事業所が製造している又は取り扱っている特定化学物質の種類及び設備対策について、**該当する番号すべて**に○をつけてください。

貴事業所が道路貨物運送業である場合は、過去1年間（平成30年10月1日から令和元年9月30日）の状況を記入してください。

特定化学物質の種類(注39)		製造又は取り扱っている	設備対策がある					設備対策がない
			設備の密閉化	局所排気装置	プッシュプル型換気装置	全体換気装置	その他	
第一類物質		1	1	2	3	4	5	6
第二類物質	特定第二類物質	2	1	2	3	4	5	6
	管理第二類物質	3	1	2	3	4	5	6
	特別有機溶剤	4	1	2	3	4	5	6
	オーラミン等	5	1	2	3	4	5	6
第三類物質		6	1	2	3	4	5	6

8頁解説
（続き）

（７頁裏からの続き）
２１　　重クロム酸及びその塩
２２　　水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）
２３の３　ニッケル化合物（２４に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）
２５　　ニトログリコール
２７の２　砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）
３１　　ペンタクロルフエノール（別名ＰＣＰ）及びそのナトリウム塩
３３　　マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）
３４の２　リフラクトリーセラミックファイバー
（３）特別有機溶剤
３の３　　エチルベンゼン
１１の２　クロロホルム
１８の２　四塩化炭素
１８の３　1,4－ジオキサン
１８の４　1,2－ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）
１９の２　1,2－ジクロロプロパン
１９の３　ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）
２２の２　スチレン
２２の３　1,1,2,2－テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）
２２の４　テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）
２２の５　トリクロロエチレン
３３の２　メチルイソブチルケトン
（４）オーラミン等
８　　オーラミン
３２　　マゼンタ

三　第三類物質
1　アンモニア
2　一酸化炭素
3　塩化水素
4　硝酸
5　二酸化硫黄
6　フエノール
7　ホスゲン
8　硫酸

9頁解説

問８　有機溶剤業務の状況

（注 40）**有機溶剤等の製造工程における有機溶剤等のろ過混合等又は容器・設備への注入の業務**
有機溶剤等（有機溶剤又は有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の混合物で、有機溶剤が当該混合物の５％を超えて含有するもの））を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、撹拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務をいいます。

（注 41）**染料、医薬品等又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過等の業務**
染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、加薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらの物の中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、撹拌又は加熱の業務をいいます。

（注 42）**有機溶剤等を用いて行う洗浄又は払しょくの業務**
有機溶剤等を入れたことがあるタンクの内側における洗浄の業務を除きます。

（注 43）**有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務**
有機溶剤等を入れたことがあるタンクの内側における塗装の業務を除きます。

（注 44）**有機溶剤等を入れたことがあるタンクの内側における業務**
有機溶剤等の蒸気が発散するおそれがないものを除きます。

SAMPLE

問8は有機溶剤業務がある事業所がお答えください

問8　有機溶剤業務の状況

貴事業所が行っている有機溶剤業務及び設備対策について、**該当する番号すべて**に○をつけてください。
貴事業所が道路貨物運送業である場合は、過去1年間（平成30年10月1日から令和元年9月30日）の状況を記入してください。

有機溶剤業務の種類	業務を行っている	設備対策がある					設備対策がない
		設備の密閉化	局所排気装置	プッシュプル型換気装置	全体換気装置	その他	
有機溶剤等の製造工程における有機溶剤等のろ過混合等又は容器・設備への注入の業務（注40）	01	1	2	3	4	5	6
染料、医薬品等又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過等の業務（注41）	02	1	2	3	4	5	6
有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務	03	1	2	3	4	5	6
有機溶剤含有物を用いて行う文字の書き込み又は描画の業務	04	1	2	3	4	5	6
有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務	05	1	2	3	4	5	6
接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務	06	1	2	3	4	5	6
接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務	07	1	2	3	4	5	6
有機溶剤等を用いて行う洗浄又は払しょくの業務（注42）	08	1	2	3	4	5	6
有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務（注43）	09	1	2	3	4	5	6
有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務	10	1	2	3	4	5	6
有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務	11	1	2	3	4	5	6
有機溶剤等を入れたことがあるタンクの内部における業務（注44）	12	1	2	3	4	5	6

163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175

SAMPLE

10頁解説

問９　放射線業務等の状況

（注 45）**放射線業務**

以下の①～⑦の業務をいいます。

① エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務

② サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用又は電離放射線（アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線及びエックス線をいう。後記⑤において同じ。）の発生を伴う当該装置の検査の業務

③ エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査の業務

④ 厚生労働省令で定める放射性物質を装備している機器の取扱いの業務

⑤ 上記④に規定する放射性物質又は当該放射性物質若しくは前記②に規定する装置から発生した電離放射線によって汚染された物の取扱いの業務

⑥ 原子炉の運転の業務

⑦ 坑内における核原料物質（原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）第 3 条第 3 号に規定する核原料物質をいう。）の掘採の業務

なお、⑦に該当する業務を行っている場合は、「９．その他の放射線業務」に記載してください。

（注 46）**除染等業務**

以下の①～③の業務をいいます。

① 原発事故により放出された放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずる業務

② 除去土壌（土壌等の除染等の措置により生じた土壌（当該土壌に含まれる事故由来放射性物質のうちセシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度の値が１万Bq/kg（ベクレル毎キログラム）を超えるものに限ります。）をいいます。）又は事故由来放射性物質により汚染された廃棄物（当該廃棄物に含まれる事故由来放射性物質のうちセシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度の値が１万Bq/kgを超えるものに限ります。）の収集、運搬又は保管に係る業務

③ 除染特別区域等における上下水道施設、焼却施設、中間処理施設、埋め立て処分場における業務等、除去土壌又は汚染廃棄物等の処分の業務

（注47）**特定線量下業務**

除染特別地域等（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）に規定する「除染特別地域」と「汚染状況重点調査地域」をいいます。）内にあって、事故由来放射性物質による平均空間線量率が2.5μSv/h（マイクロシーベルト毎時）を超える場所で事業者が行う、除染などの業務以外の業務（建設工事に伴う測量や現地調査、運送などの業務が該当します。製造業などの屋内作業については、屋内作業場所の平均空間線量率が2.5μSv/h以下の場合は、屋外の平均空間線量率が2.5μSv/hを超えていても特定線量下業務には該当しません。）をいいます。

SAMPLE

問9は放射線業務、除染等業務、特定線量下業務がある事業所がお答えください

問9　放射線業務等の状況

(1)　貴事業所が行っている放射線業務(注45)、除染等業務(注46)、特定線量下業務(注47)について、**該当する番号すべて**に○をつけてください。

貴事業所が道路貨物運送業である場合は、過去1年間(平成30年10月1日から令和元年9月30日)の状況を記入してください。

1. エックス線装置の使用又は検査の業務	1	6. 原子炉の運転の業務	6
2. 加速器の使用又は電離放射線の発生を伴う装置の検査の業務	2	7. 除染等業務	7
3. エックス線管等のガス抜き又は検査の業務	3	8. 特定線量下業務	8
4. ガンマ線照射装置等放射性物質を装備している機器の取扱業務	4	9. その他の放射線業務	9
5. 加工施設、再処理施設、使用施設、原子炉施設等における放射性物質取扱業務	5		

176

(2)　貴事業所が行っている放射線障害防止対策について、**該当する番号すべて**に○をつけてください。

業務の種類	放射線障害防止対策をとっている								対策をとっていない
	被ばく線量管理	作業主任者選任	管理区域設定	特別教育	業務規程	作業計画	電離健康診断	その他	
1. エックス線装置の使用又は検査の業務	1	2	3	4			5		6
177									
2. 加速器の使用又は電離放射線の発生を伴う装置の検査の業務	1		2				3	4	5
178									
3. エックス線管等のガス抜き又は検査の業務	1	2	3				4	5	6
179									
4. ガンマ線照射装置等放射性物質を装備している機器の取扱業務	1	2	3	4			5		6
180									
5. 加工施設、再処理施設、使用施設、原子炉施設等における放射性物質取扱業務	1		2	3	4		5		6
181									
6. 原子炉の運転の業務	1		2	3	4		5	6	7
182									
7. 除染等業務	1			2		3	4		5
183									
8. 特定線量下業務	1			2					3
184									
9. その他の放射線業務	1		2				3	4	5
185									

SAMPLE

以上で質問はすべて終わりです。ご協力ありがとうございました。

4頁解説
（注19）

問４　有害業務の状況

（注 19）**有機溶剤業務**

次に掲げるものをいいます（労働安全衛生法施行令別表第６の２に掲げる物質）。
特定化学物質のうち、特別有機溶剤に係る有機溶剤業務は含みません。

1　アセトン
2　イソブチルアルコール
3　イソプロピルアルコール
4　イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）
5　エチルエーテル
6　エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）
7　エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）
8　エチレングリコールモノーノルマルーブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）
9　エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）
10　オルトージクロルベンゼン
11　キシレン
12　クレゾール
13　クロルベンゼン
15　酢酸イソブチル
16　酢酸イソプロピル
17　酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）
18　酢酸エチル
19　酢酸ノルマルーブチル
20　酢酸ノルマループロピル
21　酢酸ノルマルーペンチル（別名酢酸ノルマルーアミル）
22　酢酸メチル
24　シクロヘキサノール
25　シクロヘキサノン
28　1,2－ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）
30　N,N－ジメチルホルムアミド
34　テトラヒドロフラン
35　1,1,1－トリクロルエタン
37　トルエン
38　二硫化炭素
39　ノルマルヘキサン
40　1－ブタノール
41　2－ブタノール
42　メタノール
44　メチルエチルケトン
45　メチルシクロヘキサノール
46　メチルシクロヘキサノン
47　メチルーノルマルーブチルケトン
48　ガソリン
49　コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む。）
50　石油エーテル
51　石油ナフサ
52　石油ベンジン
53　テレビン油
54　ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む）
55　1～54に掲げる物のみから成る混合物

SAMPLE